

葛城市子育て支援情報に関する冊子の官民協働発行業務

仕様書

令和8年9月

葛城市 こども未来創造部 子育て支援課

1. 事業概要

子育て支援情報を広く市民に周知するため葛城市（以下「市」という。）が提供する行政情報のほか企業の広告（以下「広告」という。）を加えた子育て支援情報誌（以下「冊子」という。）を事業者のもつノウハウを活用して協働で発行する官民協働事業として実施する。

本仕様書は、冊子の協働発行事業に関する内容を定めたものとする。なお、本仕様書に定めのない事項については、市と協働発行事業者（以下「事業者」という。）が協議の上、決定するものとする。

2. 協定書の締結期間等

（１）市と事業者は、冊子の協働発行事業に関し、協定書を締結するものとする。

（２）協定期間：協定締結日から令和１１年６月３０日まで

3. 発行時期

各年１回 全３回発行

（１）令和９年５月下旬（予定）

（２）令和１０年５月下旬（予定）

（３）令和１１年５月下旬（予定）

4. 発行部数

総発行部数 各年４,０００部（内訳は次のとおり）

（１）窓口配布分 ３,８００部

（２）広告掲載者提供分 ２００部

5. 規格等

（１）組版 A５判、４色フルカラー

（２）頁数 表紙：４ページ

本文：４８ページ程度

（３）紙質 表紙：コート紙＜８６．５＞Ａ判、１５７ｇ／㎡ 相当

本文：上質紙＜２８．５＞Ａ判、５２．３ｇ／㎡ 相当

（４）製本 無線綴じ

6. 主な掲載内容

（１）行政情報（例：各種手続き、制度、支援情報、保育園・幼稚園情報、相談窓口等）

（２）子育て関連情報（例：こどもの事故防止対策、防災対策、男性の育児参加等）

（３）その他子育て世帯に有用な情報（例：おでかけスポット、イベント情報等）

（４）広告

7. 作成経費

事業者は冊子に広告を掲載し、その広告の掲載により得られる収入は事業者に帰属するものとする。冊子の企画、編集、印刷、製本及び納品に係る費用は、事業者が全額負担するものとし、市は一切の費用を負担しないものとする。

8. 広告の掲載

- (1) 全誌面に対する広告の割合は概ね30%以下（面積比）とする。
- (2) 冊子に掲載できる広告については、葛城市広告掲載要綱（平成21年葛城市告示第47号）及び葛城市広告掲載基準（平成21年葛城市告示第48号）の規定を遵守するものとする。また、掲載面や位置等は市と協議の上、決定することとする。
- (3) 広告は、一見して広告であると分かる表示又は体裁とすること。
- (4) 市は、事業者が集めた広告について審査を行い、承認するものとする。審査の結果、掲載不適合と判断された場合は、事業者は広告内容の修正又は広告主の変更をしなければならない。この場合において生じる経費は事業者の負担とする。
- (5) 広告主の募集は事業者が行い、市は関与しないものとする。ただし、事業者から依頼があった場合は、必要と認める範囲内で、市内事業者等に向けた事業周知を行うことができるものとする。

9. 制作方法

- (1) 市は事業者が冊子の制作に必要な情報を電子データ等で提供する。
- (2) 事業者は、市からの提供情報及び事業者が収集した情報を基に、冊子の企画編集、印刷、製本及び納品を行うものとする。
- (3) 事業者は、冊子の制作に関し以下の事項を遵守すること。
 - ア 文字・写真・イラストの大きさ、配列及び配色については、ユニバーサルデザインに配慮し誰もが見やすい視認性の高いものとする。
 - イ 校正作業は、双方協力して行い、市の校了をもって終了するものとする。
 - ウ 広告の制作は、事業者が行うこと。

10. 著作権の帰属

- (1) 市が提供する行政情報等は、全て市に帰属するものとし、事業者は当該情報の他の媒体への転載及び引用等を行う場合は、あらかじめ市の許可を得なければならない。
- (2) 事業者が冊子の制作のために収集した情報及び広告は、事業者に帰属するものとし、市が当該情報等の他の媒体への転載及び引用等を行う場合は、事業者の許可を得るものとする。

11. 納品

- (1) 事業者は、冊子を市が指定する場所（1箇所）へ納品すること。
- (2) 事業者は、冊子の納品時に全ページ分の電子データ（PDF形式）を市に提供すること。

12. 責任分担及び問い合わせ等の対応

- (1) 市が提供した情報に関する責任は市が負うこととし、問い合わせ等があれば市が対応することとする。
- (2) 事業者が独自に収集した情報及び広告に関しては事業者が責任を負い、問い合わせ等があれば事業者が対応することとする。